



# 日本学生支援機構奨学金

## 「令和6年能登半島地震」に伴う災害にかかる災害救助法適用地域の世帯の学生・生徒に対する奨学金等の手続きについて

「令和6年能登半島地震」に伴う災害にかかる災害救助法が適用された地域において、家計急変が生じた世帯の学生で、奨学金を希望する方は、学生支援課にご相談ください。

なお、上記以外の災害救助法（別紙「災害救助法の適用地域について」参照）が適用された地域の世帯の学生で、家計の急変が生じたため、奨学金を希望する方もご相談ください。

また、日本学生支援機構では災害にあわれた学生向けに「JASSO災害支援金」（10万円給付・返還なし）の制度を用意しております。HPを確認の上、申請を希望する場合は、学生支援課にご相談ください。（URL：<https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>）

### ◆災害救助法適用地域及び適用日

#### 別紙参照

※適用地域の詳細は日本学生支援機構ホームページにてご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>

※ 次の場合も適用地域に準じて取り扱います。

- (1) 災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、  
同等の災害に遭った世帯の学生
- (2) 上記(1)の地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生

### ◆申請に必要な書類

罹災証明書 外

### ◆お問合せ先

学務部学生支援課

電話：043-290-2169

メール：[gakushi-shougaku@chiba-u.jp](mailto:gakushi-shougaku@chiba-u.jp)



上記の外、家計急変（家計支持者の死亡、失職等）の事由が発生してから、3か月以内の家計急変採用（給付奨学金）、12か月以内の緊急採用（第一種奨学金）・応急採用（第二種奨学金）の申込みも受け付けております。

日本学生支援機構奨学金等の詳細については大学HPをご参照ください。（「千葉大学 奨学金制度」で検索してください。）

# 災害救助法の適用地域について

令和6年1月5日更新

## ◆令和6年能登半島地震に伴う災害（令和6年1月）

新潟県、富山県、石川県及び福井県の47市町村（法適用日：令和6年1月1日）

## ◆令和5年台風第13号に伴う災害（令和5年9月）

福島県	いわき市、南相馬市（法適用日：令和5年9月8日）
茨城県	日立市、高萩市、北茨城市（法適用日：令和5年9月8日）
千葉県	茂原市、鴨川市、山武市、大網白里市、長生郡睦沢町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町（法適用日：令和5年9月8日）

## ◆令和5年台風第7号に伴う災害（令和5年8月）

京都府	福知山市、舞鶴市、綾部市（法適用日：令和5年8月14日）
兵庫県	美方郡香美町（法適用日：令和5年8月15日）
鳥取県	鳥取市、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町（法適用日：令和5年8月15日）

## ◆令和5年台風第6号による停電に伴う災害（令和5年8月）

沖縄県	34市町村
-----	-------

## ◆令和5年7月7日からの大雨による災害（令和5年7月）

島根県	出雲市（法適用日：令和5年7月8日）
佐賀県	佐賀市、唐津市、伊万里市（法適用日：令和5年7月8日）
大分県	中津市、日田市（法適用日：令和5年7月8日）
福岡県	久留米市、八女市、筑後市、うきは市、朝倉市、那珂川市、朝倉郡筑前町、朝倉郡東峰村、八女郡広川町、田川郡添田町（法適用日：令和5年7月8日）
富山県	富山市、高岡市、小矢部市、南砺市（法適用日：令和5年7月12日）
秋田県	秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、北秋田郡上小阿仁村、山本郡藤里町、山本郡三種町、山本郡八峰町、南秋田郡五城目町、南秋田郡八郎潟町、南秋田郡井川町、南秋田郡大潟村（法適用日：令和5年7月14日）
青森県	西津軽郡深浦町（法適用日：令和5年7月14日）

※家計急変の事由が生じてから12か月以内に申込みができます。

全ての対象地域は日本学生支援機構ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>

からご確認ください。